

## 現場撮影装置等運用要領の制定について

平成14年8月14日

例規(交指)第60号

各部長・参事官・所属長

警察本部長

## 現場撮影装置等運用要領の制定について

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成14年8月15日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、ステレオカメラおよび図化機の運用について(昭和47年例規(交指)第25号)は廃止する。

別添

## 現場撮影装置等運用要領

### 第1 目的

この要領は、ステレオカメラ、交通事故簡易見分装置及びデジタル画像計測装置(以下「現場撮影装置等」という。)を効果的に運用することにより、交通事故事件のほか、各種犯罪に対し実況見分の正確性の確保、捜査活動・書類作成の合理化等犯罪捜査の迅速・適正化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 各装置の主な用途

#### 1 ステレオカメラ

- (1) 変形な道路形状、障害物等のため、目視により測定及び図面化することが困難なとき。
- (2) 鑑定(速度、衝突角度等)を必要とするとき。
- (3) 道路構造(凹凸、斜度、曲径等)を明らかにする必要があるとき。
- (4) 土地、建物、車両等の状態(高さ、容積、損壊状況等)を明らかにする必要があるとき。

#### 2 交通事故簡易見分装置

- (1) 道路形状が複雑で、目視により図面化することが困難なとき。
- (2) 道路幅員、交差点等が広く、巻尺による測定では危険であると認められるとき。

#### 3 デジタル画像計測装置

前記1及び2以外で、交通事故多発地点のため使用頻度が高い等図面化しておくことが必要であると認められるとき。

### 第3 現場撮影装置の配分

現場撮影装置等の配分所属は、別表のとおりとする。

### 第4 管理責任者等

#### 1 管理責任者等

- (1) 現場撮影装置等を保守管理するため、管理責任者を置くものとし、交通部交通指導課長(以下「交通指導課長」という。)をもって充てる。
- (2) 現場撮影装置等を効果的に運用するため、運用責任者を置くものとし、現場撮影装置等の配分所属の長をもって充てる。

#### 2 取扱責任者等

(1) 現場撮影装置等の配分所属に、取扱責任者及び取扱担当者を置くものとし、取扱責任者は交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)にあっては担当する課長補佐、署にあっては交通課長をもって充てる。

(2) 取扱責任者の任務は、次のとおりとする。

ア 交通指導課

(ア) 所属間の連絡調整

(イ) 乾板及び撮影現場写真の保存並びに管理

(ウ) その他必要事項

イ 署

(ア) 他署との連絡調整

(イ) 図化現場図の保存及び管理

(ウ) その他必要事項

(3) 取扱担当者は取扱責任者を補助するものとし、運用責任者が指名した者とする。

第5 運用等

- 1 所属長は現場撮影装置等による撮影が必要であると認めるときには、現場撮影装置等撮影要請書(別記様式第1号)により、管理責任者を經由し、要請することができる。
- 2 ステレオカメラの撮影要請を受けたときは、連絡調整を行った上、運用責任者にステレオカメラ及び必要な人員を派遣させるものとする。
- 3 ステレオカメラ以外の現場撮影装置等については、交通指導課の係員を派遣するものとする。
- 4 ステレオカメラ及び交通事故簡易見分装置を使用して実況見分を行う場合は、あらかじめ当該事件捜査担当者が取扱責任者の承認を受けるものとする。

第6 ステレオカメラの図化等及び保管

- 1 ステレオカメラで撮影した乾板の焼付け及び図化(以下「図化等」という。)を依頼する場合は、乾板にステレオカメラ撮影写真図化等依頼書(別記様式第2号)を添付し、交通指導課長に依頼するものとする。
- 2 交通指導課長は、前記1により図化等の依頼を受けたときは、速やかに図化現場図等を作成し、図化現場図等送付書(別記様式第3号)により、依頼した所属長に送付するものとする。
- 3 現像済の乾板については、撮影日から必要な期間、保管しておくものとする。
- 4 交通指導課長は図化現場図等処理簿(別記様式第4号)を備え、図化等の依頼のあった乾板等の処理経過を明らかにしておくものとする。

第7 その他

- 1 交通指導課長は、運用責任者が指定した取扱担当者に対し、年1回以上現場撮影装置等の取扱方法等についての、指導教養を実施するものとする。
- 2 運用責任者は、異動等により取扱担当者に変更が生じた場合は、その都度、交通指導課長に対し、指導教養を要請するものとする。
- 3 管理責任者は、現場撮影装置等を適正に維持・保管するため、年1回以上定期点検を実施するものとする。

- 4 運用責任者は、現場撮影装置等に破損又は障害が生じたときは、速やかに管理責任者に通報するものとする。

別表

現場撮影装置等配分一覧表

種別	配分所属
ステレオカメラ（登載車両を含む。）	交通指導課
	船橋署
	市川署
	松戸署
	柏署
	市原署
	木更津署
交通事故簡易見分装置（登載車両を含む。）	佐倉署
デジタル画像計測装置	交通指導課

別記様式省略